

中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）（支給申請）提出書類チェックリスト

最初にチェック!

提出期限
(月 日)

雇用創出措置助成分：計画期間の満了日の翌日から起算して2か月以内

生涯現役起業支援コース（生産性向上分）：認定計画の提出する日の属する会計年度の3か年度後の会計年度終了日の翌日から起算して5か月以内

※令和4年3月31日をもって生涯現役起業支援コースは廃止となりました。令和4年3月31日までに計画書を提出された事業主の方に限り助成金の申請が可能です。

【事業所名

】

島根労働局職業安定部

| 事業主 チェック | 安定所 チェック | 提出書類 | 備考 |
|-------------|-------------|--|--|
| 1 | | 【雇用創出措置助成分】 (様式第7号) 中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）雇用創出措置分)支給申請書 | |
| 2 | | 計画期間初日から支給申請日までの間の対象労働者の雇用契約書又(写)は雇入通知書の(写) | |
| 3 | | 計画期間初日から支給申請日までの間の対象労働者の賃金台帳(写) | |
| 4 | | 計画期間初日から支給申請日までの間の対象労働者にかかる出勤簿(写)等 | |
| 5 | | 計画期間初日から支給申請日までの間の対象労働者にかかる労働者名簿(写) | |
| 6 | | 対象労働者の氏名、年齢が確認できる運転免許証の写し等 | |
| 7 | | 事業実態を確認する書類として以下のいずれかの書類 ・仕入れ及び売上げにかかる伝票の写し ・損益計算書又は貸借対照表 ・現金出納帳及び預金通帳の写し(出納帳を作成していない場合は省略可) ・源泉所得税の領収証書の写し(税務署の受付印があるものに限り) | 計画期間の初日から支給申請日までの期間分 |
| 8 | | 助成金の対象となる経費の支払いに係る契約書(写)、納品書(写)、領収書(写)等 | |
| 9 | | 教育訓練を実施している場合は、その訓練内容と対象者が訓練を受けたことがわかる書類 | |
| 10 | | 様式第8号「中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）助成額算定書」 | |
| 11 | | 様式第9号「中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース（雇用創出措置分））に関する申出書」 | |
| 12 | | 様式第18号「中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）支給申請合意書（訓練実施者）」 | 教育訓練を実施した場合のみ必要 |
| 13 | | 【生産性向上助成分】 様式第16号「中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース（生産性向上分））支給申請書」 | 支給申請書の提出は、以前労働局から認定を受けている様式第1号「中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）雇用創出措置に係る計画書」を提出した日の属する事業所における会計年度（6か月未満の期間である場合はその翌年度）から3事業年度後の会計年度が終了する日の翌日から起算して5か月以内に行わなければならない。 |
| 14 | | 雇用創出措置助成金が支給決定された様式第10号「中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース（雇用創出措置助成））助成金支給決定通知書」の写し | |
| 15 | | 雇用創出措置助成の支給申請日から今回の支給申請日までの間の事業活動の実態を確認する書類として以下のいずれかの書類 ・仕入れ及び売上げにかかる伝票の写し ・損益計算書又は貸借対照表 ・現金出納帳及び預金通帳の写し(出納帳を作成していない場合は省略可) ・源泉所得税の領収証書の写し(税務署の領収印があるものに限り) | |
| 16 | | 様式第17号「中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース（生産性向上分））に関する申出書」 | |
| 17 | | 共通要領様式第2号「生産性要件算定シート」 | 損益計算書や貸借対照表など |
| 18 | | (共通要領様式第1号)「支給要件確認申立書」 | |
| 19 | | (共通要領様式第1号)支給要件確認申立書(別紙)「役員等一覧」 | |
| 20 | | 「支払方法・受取人住所届」 | 新規に助成金を受けようとする場合又は登録済の口座内容に変更がある場合に提出が必要です。 ※原則通帳の写し等支払い口座番号が確認できる書類が必要です。 |

※上記の他、労働局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

【RO60701】